

東日本大震災からの復興を加速化するための提言

全国知事会

東日本大震災復興協力本部

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から約 2 年 4 か月が経過した。死者・行方不明者約 2 万人、建築物の全半壊約 40 万戸に上る甚大な被害を受けた被災地では、官民が一体となって懸命に復旧・復興に努めているところである。

国におかれては、復旧・復興の推進に注力され、復興交付金・震災復興特別交付税・復興特区・グループ補助金等の制度創設や拡充、復興予算フレームの拡大など、地方からの様々な要望を具体化していただいていることに心より御礼申し上げる。

しかしながら、住宅や集落の再建の道のりは険しく、依然として 31 万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされており、原子力災害に伴う避難指示区域や家屋等流出地域の一部では公共インフラの復旧が進んでいない。また、東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所では汚染水処理等に伴うトラブルが続出するなど事故は収束していない。

様々な課題を乗り越えて復興を加速させることが何よりも重要であり、一刻も早い被災地の復興を成し遂げ、日本の再生につなげていかなければならない。

そこで、全国知事会では、被災地が今なお抱える課題を踏まえ、東日本大震災復興協力本部が中心となって改めて国への提言を取りまとめた。

国においては、被災地が切実な思いで提出している提言・要望に誠実に対応するとともに、復興を加速するための緊急課題等である以下の事項について、速やかに実施するよう提言する。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、依然として多くの住民が避難を余儀なくされている中で、当該発電所において住民の不安を招くトラブルが続いていること、除染や損害賠償が遅延していること等が被災地の復興の大きな妨げとなっている。

当該発電所事故の責任は、最終的には監督者である国に帰せられるものである。廃炉に向けた取組における安全の確保、また、損害賠償、除染、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理、風評被害の防止など原子力災害に起因する一切の問題の解決に当たっては、国の責任の下で、国が前面に立って全力で取り組むことが不可欠である。

提言 1-1 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組における安全の確保

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進められることが被災地の復興の大前提である。

そのため、事故は収束していないという認識の下、国が前面に立ち責任を持って、廃炉に

向けた中長期ロードマップに基づく取組を安全かつ着実に進めること。

また、東京電力に対しては、設備の本設化による信頼性の向上や廃炉作業におけるリスク管理の徹底を求めるとともに、これらの取組に対する監視体制を強化し、厳しく監視すること。

なお、中長期ロードマップに基づく取組の進捗状況や今後の取組を住民に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

提言 1-2 原子力損害賠償の完全実施

東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について、その範囲を幅広く捉え、全被害者を対象に被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実・迅速に行われるよう国としての責任を確実に果たすこと。

とりわけ、長期間帰還困難となる場合の精神的損害や土地・建物の従前の利用実態や今後の利用価値の減少なども踏まえ、真に被害者の立場に立ち、被害者が納得できる賠償となるよう十分に配慮すること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで、確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に早急に明示すること。

食品産業事業者等が独自に定めた国の基準値よりも厳しい基準による取引停止等で被った損害や単価下落等による損害についても、風評被害として適切に対処すること。

被害者に対して誠実かつ迅速な対応を行うよう東京電力を強力に指導し、被害者に多大な負担を強いている審査等事務の改善、観光業及び農林水産業の風評被害に対する十分な賠償などを速やかに実現すること。

消滅時効への対応について、国は、すべての被害者にとって不利益が生じることがないよう立法による抜本的な救済措置等を講じること。併せて、東京電力に対し、消滅時効の援用権を行使しないことを明確に示すよう指導すること。

また、東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象産品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しないよう東京電力を指導すること。

さらに、地方公共団体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等についても、政府指示の有無に関わらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう東京電力を指導すること。

提言 1-3 国の責任の下での除染等の促進

放射性物質の影響を受けた地域の除染については、市街地や住家周辺の生活環境はもとより、農地や森林に至るまで迅速かつ着実にを行うこと。

特に、除染が必要な森林やため池等については、除染に関する知見の集積に努めて速やかに方針を決定し、除染を促進すること。

道路側溝については、8,000Bq/kg 超の汚泥が確認されており、撤去が進まない状況にあることから、具体的かつ効果的な撤去及び処理方法を提示し、処理を促進すること。

不適正な除染が二度と生じないよう除染適正化プログラムに基づく改善策を徹底すること。

除染に要する費用については、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用も含め、すべて国

庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速な支払いを行うこと。

除染に伴い発生した大量の除去土壌等については、依然として仮保管を余儀なくされているが、早急に最終処分の方針を示すとともに、国が責任を持って主体的かつ迅速に最終処分先を確保すること。

提言 1-4 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

放射性物質により汚染された焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、建設・農林業系副産物等の廃棄物は、その濃度に関わらず、国が責任を持って処理施設を確保するなど迅速かつ適切な処理を進めること。

特に、ごみ焼却施設の焼却灰、下水汚泥焼却灰等で放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える指定廃棄物を処分するための最終処分場を地元の合意を得た上で国が早急に整備・確保すること。

また、指定廃棄物を国に引き渡すまでの間、各事業者等が適正に保管できるよう国が十分な対策を講じること。

8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処分や再利用を円滑に進めるため、ごみ焼却施設の設備改修などに対する十分な財政支援を行うとともに、住民の理解が得られるよう基準値の設定根拠も含め安全性を明確に示すなど、国が説明責任を十分に果たすこと。

放射性物質濃度を低減させ、再利用を可能にするための実効性のある技術開発を促進し、既存処理施設で処理が困難になっている廃棄物の処理方法を早急に開発・普及させること。

災害廃棄物や放射性物質により汚染された廃棄物の処理に伴う覆土などの追加措置により最終処分場の残余容量が急速に減少しているため、最終処分場の拡張・新設やその確保に向けた取組への財政支援を強化すること。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法施行前に埋立処分された放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超えた、もしくは超えたおそれのある廃棄物に起因するトラブルが生じた場合に、国が責任をもって対処する制度を設けること。

提言 1-5 特措法対象外である放射性物質に汚染された建設発生土砂の処理の促進

建設工事や用排水施設の維持管理等で発生する汚染土砂は、除染対象のものを除き、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となっているが、放射性物質に汚染されているため、処理ができない状況となっており、災害復旧事業の実施や用排水施設の土砂排除などに支障をきたしている。

これら汚染土砂を同法の対象とし、早急に処理や再利用等の基準を定めるとともに、国が責任を持って迅速かつ適切な処理を進めること。

提言 1-6 食品・低線量被ばくの健康影響等についての国民への十分な説明

食品に含まれる放射性物質の基準値や低線量被ばくの健康影響について、国が正確な情報を国民に対して分かりやすく継続的に情報提供するとともに、放射線や放射性物質に対する理解を深めて国民の不安の解消に努めること。

環境中に放出された放射性物質等の影響について、放射線モニタリング、人体や農林水産物等への影響調査を機器を増強したうえで継続的に実施するとともに、科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供すること。また、低線量被ばくの健康影響にかかる不安の解消に努めるため、国において、対象者、対象地域などの必要な条件を設定し疫学的な調査を実施すること。

特に、例外で認められている畦畔草などの野焼きについて、放射性物質に汚染されている場合の作業等への健康影響を科学的根拠に基づき正確に説明すること。

また、子どもに対する健康リスクについて説明責任を十分に果たすこと。

提言 1-7 放射性物質の検査体制の整備・充実、吸収抑制技術の開発等

放射性物質の検査体制の整備・充実を図るため、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査に係る費用については、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

また、農林水産物の放射性物質吸収抑制技術を早期に確立するとともに、農林漁業者が同対策に取り組むために必要な予算を確保すること。

提言 1-8 東京電力福島第一原子力発電所からの海洋への汚染水の流出防止対策の徹底

原子力発電所の事故やトラブルに伴う放射性物質の海洋への放出・流出及び地下水を通じたの漏出は、沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が懸念されることから、将来にわたり、徹底した施設の整備・管理を図り、今後放射性物質に汚染された水等の海洋への放出・流出・漏出が生じないように東京電力を指導・監督すること。

また、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように国として万全の対策を講じること。

提言 1-9 風評被害対策の強化

食品に含まれる放射性物質の安全基準について、国内外の消費者、流通関係者、食品関連事業者等に対する普及啓発を徹底し、過剰な対応が生じないようにすること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の放射性物質検査などの国による体制強化や支援の充実により、国内外への正確な情報の発信と安全性のPR強化を図るとともに、国産食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組を強化すること。

事業者及び地方公共団体が行う放射性物質検査に係る費用は、すべて国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。

農林水産物や加工食品、工業製品等の販路拡大や販売促進を図り、消費の拡大をこれまで以上に支援すること。

また、根拠のない風評によって経済活動や市民活動への悪影響や人権侵害が生じることのないよう普及啓発を継続すること。

提言 1-10 出荷制限解除の明確化等

政府の原子力災害対策本部が示している「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」については、品目によって基準や運用が不明確な点が多く、また、出荷時期等が限定されているものもある。出荷制限解除に向けた具体的な取組に悪影響が生じることのないよう、より具体的な基準、解除に向けた手法や技術的知見を明示すること。

また、対象品目については、放射性物質の吸着力の差異に応じて品目の区分を細分化すること。

2 財政支援の継続、復興庁の権限強化、復興交付金等の運用の見直し等

「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を10年間としているが、

復旧・復興の達成には長期にわたる国の特例的な支援が不可欠である。

集中復興期間（平成 23～27 年度の 5 か年）における復旧・復興事業の規模が 19 兆円から 25 兆円に見直されたことは、被災地にとっては大変心強いことである。被災地の復興には長い年月を要するので、集中復興期間以降も復興関連予算を十分確保することが必要である。

また、復興庁については、福島再生総局を設置するなど司令塔機能の強化が図られているが、各府省に対する強い権限を付与し、真のワンストップ化を早期に実現することが不可欠である。

提言 2-1 復興施策に係る予算の確保

平成 26 年度以降においても、復興交付金や地方負担分等について別枠で確保する震災復興特別交付税をはじめとする様々な財政支援措置、国が直接実施する復興関連施策などに関する十分な予算措置を確実に講じること。

また、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、事業の進捗により新たに必要となった事業についても適切に支援すること。

さらに、避難者を受け入れている地方公共団体の受け入れに係る経費についても、特別交付税等により通常収支とは別枠で整理した上で、適切に所要額を措置すること。

提言 2-2 復興庁の権限の強化

復興庁の権限強化により、復興庁が被災地の復興政策に関し各府省をリードできる体制を築き、真のワンストップ化を早期に実現すること。

提言 2-3 復興交付金の更なる自由度向上、事業施行権限の復興庁への集約

復興交付金については、これまでも要件緩和等が図られているが、基幹事業（5 省 40 事業）の拡充・弾力運用、効果促進事業の被災地方公共団体における自主的・主体的な活用、原子力事故への対応が必要な内陸部の市町村においても幅広く活用できるよう更なる要件緩和を早期に行うこと。

また、すべての事業執行権限を復興庁に集約し、復興交付金事業計画の提出や申請等の手続の窓口を復興庁が担うだけでなく、復興交付金予算を復興庁から各府省へ付け替えることなく、復興庁がワンストップで申請受付から交付決定まで行うようにすること。

提言 2-4 取崩し型の復興に係る基金の大幅な追加交付

取崩し型の復興に係る基金については、被災者のニーズや被災状況に応じた復興事業を柔軟に実施する上で極めて有効であるので、大幅な追加交付を行うこと。

また、よりきめ細やかな被災者対応が可能となる財団方式による当該基金の活用を行いやすくするため、対象範囲など具体的な取扱いを明示すること。

提言 2-5 復興交付金等の事務手続の簡素化の徹底、各種制約の緩和・撤廃等

被災地方公共団体の事務負担を軽減するため、復興交付金を始めとする補助金・交付金等の事務手続や提出書類の簡素化を更に進めること。

また、復旧・復興を迅速に進めるため、原形復旧を原則としている復旧復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続の更なる簡素化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとらわれない措置を講じること。

提言 2-6 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用等

被災地では資材や人件費の高騰による入札不調や地盤嵩上げ工事の遅れなどにより、災害復旧事業や被災企業が実施する補助事業等の相当数の事業が明許繰越年度内での完了が困難な状況となっている。

復旧・復興を円滑に進めるため、事故繰越の複数回の承認などの要件緩和、事故繰越手続の簡素化や官庁会計システム（ADAMSⅡ）の入力作業の省力化など、できる限りの事務手続の簡素化を図ること。

また、事故繰越の複数回承認などが認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の更なる簡素化や必要となる予算の再予算化を行うとともに、現在と同様の財政支援措置を講ずること。

さらに、復旧・復興事業の増加による影響を受けている被災地における通常の公共事業についても同様の措置を講ずること。

3 被災地方公共団体に対する人的支援の強化

被災地方公共団体においては、市街地や産業の再生、被災者の生活再建支援、除染や原子力損害賠償、放射性物質に汚染された廃棄物や災害廃棄物の処理など、大震災前の予算規模をはるかに超える事業を実施しており、被災地方公共団体独自の職員採用や地方公共団体による広域的な人的支援だけでは、人員不足を到底補うことができないのが実情である。

とりわけ、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等を担う土木技術職員や用地担当職員、被災者の心身の健康の維持・増進を支援する保健師など、各分野において専門的知識を有するマンパワー不足は深刻であり、復旧・復興の足かせとなっている。そのため、国による人的支援の強化が不可欠である。

提言3-1 国による人的支援の強化等

被災地方公共団体に対する国や独立行政法人等からの中長期的な人員派遣を一層強化すること。また、復旧・復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度を早急に導入すること。

提言 3-2 人員派遣や職員採用の支援等

全国の地方公共団体からの更なる人員派遣、被災地方公共団体の職員採用に対する支援を強化するとともに、職員の事務負担を軽減するため、民間企業等への復興関連事業の業務委託を一層支援すること。

提言3-3 震災復興特別交付税による人件費等に対する支援措置の継続等

地方自治法に基づく派遣職員の受入経費及び東日本大震災への対応のために職員採用を行った場合の人件費等の経費に対する震災復興特別交付税については、復旧・復興を完全に果たすことができるまでの期間、経費全額に対する支援措置を確実に継続すること。

また、国・独立行政法人や民間企業からの人的支援についても被災地方公共団体の負担が生じないように配慮すること。

4 住宅再建や復興まちづくりの支援強化、鉄道復旧・道路整備の促進

被災地においては復興計画に基づく各種復興事業が本格化しているが、移転対象地区外の浸水区域を始め、健全な市街地等の迅速な復興を図る観点から被災者自らの再建意欲を促す形の復興が是非とも必要となっている。

また、鉄道・道路の復旧・整備は地域再生のバックボーンとなるものであり、一層の支援強化が不可欠である。

提言4-1 被災市町村による住宅再建促進の取組に対する財政支援等

復興まちづくりの取組を一層加速させるとともに、一日も早い住宅再建を支援することが可能となるよう被災市町村に対する十分な財政支援を行うこと。

災害公営住宅の建設を入居希望者の概数で着手することは早期完成のためにやむをえないことであり、結果的に生じた空き住戸については、一般公営住宅としての活用を震災後3年以内であっても認めるなど弾力的な措置を講じること。

また、被災者の住宅取得に当たっての消費税負担については、仮に税率を引き上げる場合には、取得の妨げとならないよう実効性のある措置を講じること。

提言4-2 防災集団移転促進事業の要件の一層の緩和

市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地に限定されているが、対象区域内の土地が従前の土地利用状況に関わらず買取対象となるようにこの要件を緩和すること。

提言4-3 防潮堤の整備促進

集落再生に不可欠な防潮堤の整備を迅速に進めること。とりわけ、漁港区域内の防潮堤の整備を促進するため、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の予算を十分に確保すること。

提言4-4 被災による鉄道運休区間の早期復旧への支援

東日本大震災で被災した鉄道の一部区間は現在も運休しているが、1日も早く復旧するよう十分な支援を行うこと。

特に、常磐線については、避難指示区域内での復旧が今後の最大の課題であり、早期に全線復旧できるよう原子力政策を推進してきた国が責任をもって支援すること。

また、ルート変更などが必要な場合は原状復旧に比べて事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道復旧を行う場合に増加する事業費について、国が支援すること。

提言4-5 復興道路等の整備の促進

三陸沿岸道路等の復興道路・復興支援道路の整備について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、概ね10年後の完成が目標とされているが、地域の再生のために極めて重要であるので、できる限り前倒しして完成させること。

また、被災地域と避難先や内陸部の後方支援拠点基地等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であることから、社会資本整備総合交付金（復興）の予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

提言 4-6 復旧・復興事業における資材不足及び建設業界等の人材不足の解消

復旧・復興事業の発注工事の入札不調の原因となっている資材不足及び建設業界等の人材不足について、効果的な対策を早期に講じること。

提言 4-7 液状化被害への支援の強化

液状化による被害を受けた世帯や地方公共団体に対する支援を強化すること。

提言 4-8 災害廃棄物処理の促進

東日本大震災によって発生した膨大な災害廃棄物の処理については、被災地における処理及び広域処理が進んでいるが、1日でも早く処理が完了するよう支援を強化するとともに、今年度中に処理が完了しない場合にあっても、その処理が完了するまで、災害等廃棄物処理事業の補助率嵩上げなど、現在の財政措置を延長すること。

特に、福島県においては、国の責任の下、焼却灰等の処分先や仮設焼却炉等の設置に必要な用地の確保に努めること。また、放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内における国による廃棄物の直轄処理を迅速かつ確実に実施すること。

また、広域処理については、国が災害廃棄物処理の安全性を明確に説明するとともに、災害廃棄物を受け入れた地方公共団体等に対して、焼却灰等の最終処分場の確保、長期にわたるモニタリングや維持管理等について十分な支援を行うこと。

なお、広域処理に伴って風評被害などのトラブルが生じた場合は、国が責任を持って対処すること。

提言 4-9 所有者不明土地等の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには早急な事業用地の確保が必要であるが、所有者不明等の土地については、権利の取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興の支障となっている。

そのため、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を被災市町村等に付与して、当該市町村が適切に管理を行えるようにするなどの特別措置を講ずること。

また、任意取得が困難な土地を早期に取得できるよう、土地収用法に規定する事業認定手続において、みなし規定の拡大等を図るとともに、手続の簡素化及び処理の迅速化を講ずることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること。

さらに、防潮堤等の海岸保全施設は、住民の生命及び財産を守るため早急に整備する必要があることから、土地収用法第122条に定める緊急使用の対象拡大や、同法第123条に定める緊急使用期間の更新を可能とすること。

5 産業の復興、雇用対策の促進

被災地では、農林水産業や商工・観光業などの主要産業が津波による施設等の流出、原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染や風評によって受けた被害があまりにも大きく、産業の復興には課題が山積している。

産業の復旧・復興を加速させ、総合的な産業振興策を講じるとともに、求職者・求人企業双方に対する支援を強化することが急務となっている。

提言 5-1 産業の復興加速、成長分野の新たな産業立地による長期雇用の確保

被災地の復興を加速し住民の流出を防ぐため、地域の基幹的な産業の復興を促進するとともに、成長分野の新たな産業立地を強力に推進し、安定した雇用の確保を強化すること。

提言 5-2 農林水産業の復旧・復興支援の強化

農林水産業の復旧・復興を促進するため、漁港・海岸保全施設・海岸防災林・農地等の復旧・整備や復興のモデルとなる園芸団地の整備に必要な十分な予算を確保するとともに、補助事業等の要件緩和・手続簡素化など、復興状況等に応じた支援を強化・継続すること。

特に、水産業における漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や担い手の確保・育成、被災海域における放流種苗の確保、関連業者の事業再開・経営再建への支援を継続すること。

また、用地の嵩上げと併せた水産加工施設の復旧・整備、漁場のがれきの将来にわたる撤去・処分についても、全額国庫負担により支援すること。

提言 5-3 中小企業の再建のための「グループ補助金」や「東日本大震災復興緊急保証」等の継続・拡充

被災した中小企業が同業者などとグループで再建計画を定め、再建費用の4分の3を国と県が補助する「グループ補助金」や被災企業に必要な資金を円滑に供給するための「東日本大震災復興緊急保証制度」は非常に有効である。

津波被害の甚大な沿岸部や原子力発電所事故に伴う避難指示解除区域を始めとする復旧が遅れている地域においては、土地の嵩上げや区画整理の進捗に合わせて本格的な復旧・整備に着手する事業者も多数見込まれることから、平成26年度以降も引き続き制度を継続するとともに、十分に予算を確保すること。

提言 5-4 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の充実

平成25年度予算で創設された「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」については、復興を促進する上で重要な企業立地と雇用創出に有効であり、被災地域の意見を踏まえて事業採択を柔軟に行うとともに、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう本補助制度の期間を10年間とすること。

提言 5-5 観光振興の強化、被災地支援のための高速道路無料化の再開

被災地及びその周辺の観光地への旅行を促進するため、被災地に関する正確な情報提供を行いながら、大規模な観光キャンペーンを実施するとともに、観光振興に対する財政支援を強化するなど、具体的な観光促進策を講ずること。

また、被災地などの観光地への外国人旅行者を増加させるため、数次ビザの導入を拡充するとともに、更なる外国向けの大規模かつ継続的な観光キャンペーンを行うこと。

平成24年3月まで実施された観光振興や被災地支援のための高速道路無料化は、極めて有効な措置であり、被災地の復興の促進のため、再度実施すること。

提言 5-6 緊急雇用創出事業の拡充等による就業支援の強化

緊急雇用創出事業については、雇用を確保するとともに、復旧・復興を進める上で有効な制度であるので、事業期間を延長するとともに、必要な予算措置を講ずること。

特に、緊急雇用創出事業のうち事業復興型雇用創出事業については、事業の継続実施と対象者の要件緩和等を行うこと。

また、雇用のミスマッチを解消するため、求職者や求人企業に対する支援を強化するとともに、雇用調整助成金の審査を迅速に行い、申請後速やかに助成金の交付を行うこと。

6 避難者・被災者等に対する総合的な支援の強化、東日本大震災の風化防止

地震・津波災害及び原子力災害の発生から約2年4か月が経過しても、多くの住民が故郷を離れ、先行きの見えない厳しい避難生活を余儀なくされている。また、被災地においても、被災者は仮設住宅等において今なお不安定な生活を送っている。

こうした避難者・被災者に対して、今後の見通しを説明するとともに、早期の生活再建に向けた総合的かつ継続的な支援を強化することが必要である。

また、地域医療体制の再建や被災地方公共団体への一層の支援が必要である。

さらに、東日本大震災の実情と教訓を今後とも風化させることなく正しく伝えていくことは、復興を国民全体で支え、防災意識を向上させる上で不可欠である。

提言 6-1 避難者の生活・事業活動再建の促進

地震・津波災害及び原子力災害による避難者の避難先での安定した生活及び雇用の確保や事業の再建を支援するとともに、「早期帰還・定住プラン」を着実に実行し、避難者の早期帰還等を促進すること。

避難先がプレハブ仮設住宅か借上げ仮設住宅か、県内か県外か、自主避難か否かなどは問わず、同様の支援措置を受けられるよう配慮するとともに、被災地方公共団体及び避難者を受け入れている地方公共団体の取組に対して十分な財政支援を行うこと。

また、国による避難者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、避難者の所在地の把握のための財政措置やシステム開発を行うなど抜本的な対策を講じること。

提言 6-2 原子力災害により長期にわたり帰還困難となる避難者の支援

原子力災害により長期間にわたり帰還困難となる住民については、生活再建の見通しを明確に示すこと。

故郷に当分の間戻れない住民等が帰還できるまで居住する避難中の拠点を整備する際には、関係地方公共団体と十分協議し、雇用の確保も含めて国が責任を持って対応すること。

提言 6-3 子ども・被災者支援法による支援の早期実施

昨年6月に成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に定められた基本方針を早急に定めるとともに、当該基本方針に基づく具体的な施策を速やかに実施すること。また、地方公共団体等が行う施策については、必要な財政措置を講ずること。

提言 6-4 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっているが、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立件数が低調に推移していることから、現行制度の

効果的な運用や、法整備を含む新たな仕組みの構築など、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと。

提言 6-5 被災者の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に係る一部負担金・保険料の減免に対する財政支援及び被災地方公共団体の財源の確保

被災者の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等に係る一部負担金（利用者負担金）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成 24 年 9 月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講ずること。

また、避難指示等対象地域については、これらの全額免除に対する国の特別な財政支援を、帰還までの間、引き続き継続すること。

さらに、保険料（税）の大幅減収や医療費の増大などにより、深刻な状況となっている被災市町村の国民健康保険財政等を救済するための支援措置を講ずること。

提言 6-6 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大等

応急仮設住宅等に係る維持管理経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費など救助に要する経費のすべてを災害救助法に基づく救助の適用範囲とし、全額国庫負担による支援を行うこと。

避難者の生活実態の変化に伴う応急仮設住宅の借換え要望に、柔軟に対応できるようにすること。

応援職員宿舎等として一時的に活用している応急仮設住宅について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とすること。

みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い、団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を災害救助費の対象とすること。

応急仮設住宅の空き住戸について、社会福祉施設等の業務に従事する応援職員の宿舎としての一時的な活用を認めること。

また、用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去に係る経費について、国による支援を行うこと。

提言 6-7 医療・福祉提供体制の復旧・復興支援

原子力災害の影響の大きい福島県を始めとする被災地では、医療従事者や介護職員等の人材確保が困難であり、医療・福祉サービスの提供体制が危機的状況にあるため、効果的な人材確保対策を強化すること。

医療復興に向けた取組が長期かつ広範囲にわたるため、地域医療再生臨時特例基金の設置期限を延長するとともに、基金の活用にあたっては、弾力的な運用を認めること。

旧警戒区域内等で休止を余儀なくされている医療機関への新たな融資制度の創設や融資条件の緩和など、医療機関に対する柔軟かつ迅速な支援を強化すること。

提言 6-8 被災地の実態に合った子育て支援の強化

地震・津波災害及び原子力災害により、被災地の多くの子育て家庭が県外へ避難していることは深刻な事態である。被災地の復興の力となる子ども達の健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

また、県外へ避難している子育て家庭は、家族を残したまま母子のみでの避難が多いなど精神的、経済的に厳しい状況に置かれていることを踏まえ、被災児童の保育料減免、就学援助など、経済的負担の軽減を図る財政支援を継続・強化すること。

提言 6-9 郷土を支える人材を育成する復興教育への支援の強化

被災地の幼・小・中・高等学校等が、東日本大震災の体験から得た教訓を踏まえ郷土の復興・発展を担う人材を長期にわたって育成できるよう継続的に支援すること。

提言 6-10 被災者の生活やコミュニティの再生に向けた支援の拡充

被災地の真の復興を実現するためには、コミュニティの再生に配慮した住民主体のまちづくりの取組を進めるとともに、高齢者等の見守り活動など被災者に対するきめ細かな生活支援が必要である。そのため、こころのケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家やNPO、ボランティアによる相談支援や調査研究などの多様な支援活動やこれらの団体の活動を促進する中間支援組織の取組などを幅広く支援すること。

また、被災者一人ひとりが今後の生活設計を描き、被災地での生活再建が果たせるよう生活復興プログラムの提示や相談・助言活動などの取組についても支援すること。

提言 6-11 ボランティア活動や被災地ツーリズムの促進、学校における防災教育の強化

多くの国民がボランティア活動に参加したり、被災した観光地を訪問するよう官民挙げて国民運動を展開するとともに、小・中・高等学校等が被災地を修学旅行や支援ボランティア活動で訪れ、大震災の実情や教訓を学ぶことができるよう支援すること。

幼・小・中・高等学校等において教員はもとより、学校、家庭・地域、自治体等が一体となった防災教育を徹底できるよう支援し、実践的な避難訓練を充実させるとともに、東日本大震災はもとより我が国で発生した多様な災害を題材とした防災教育を充実させること。

提言 6-12 東日本大震災の教訓を踏まえた政府広報の強化等

東日本大震災の被害の実情や教訓、防災意識を向上させるための情報、食品の基準値、災害廃棄物の処理の安全性など放射性物質に対する正確な情報などを国民に効果的に提供するため、テレビ等あらゆる媒体による政府広報を継続的・効果的に実施すること。

また、本年6月に成立した「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく制度の具体化を進める際には、東日本大震災の教訓や課題を十分に反映すること。